

平成三十一年度に開設しようとする大学の学部、短期大学の学科若しくは私立の大学の学部の学科の設置又は大学若しくは短期大学の収容定員増の認可の申請に対する審査に関し、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の特例案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について

平成30年1月12日
高等教育局高等教育企画課

この度、文部科学省では、標記特例（告示）の制定をを予定しています。

つきましては、本件に関し、行政手続法第39条などに基き、パブリック・コメント（意見公募手続）を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

【1. 案の具体的内容】

→【別添】参照

【2. 意見の提出方法】

- (1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)
- (2) 提出期限 平成30年2月10日 必着
- (3) 宛先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局高等教育企画課 宛

FAX番号：03-6734-3385

電子メールアドレス：d-secchi@mext.go.jp

(判別のため、件名は【大学設置認可基準特例案への意見】として下さい。また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい)

【3. 意見提出様式】

「大学設置認可基準特例案への意見」

- ・氏名
- ・性別、年齢
- ・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学する学校段階を表記。）
- ・住所
- ・電話番号
- ・意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）

【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(高等教育局高等教育企画課)